

岐阜市立本荘小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月策定
平成 30 年 5 月改定
平成 31 年 3 月改定
令和元年 7 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改定
令和 5 年 4 月改定
令和 6 年 4 月改定
令和 7 年 4 月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立本荘小学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第 13 条、令和元年、本市の中学校 3 年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和 2 年 9 月 28 日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、改正された条例や岐阜市の実情を踏まえて、執行部を中心に全校統一の「本荘小 思いやり宣言」を行ったり、一人一人が考えた「自分宣言」を行ったりして、児童の主体性を大切にしながらいじめ防止に取り組んできた。また、「いじめについて考える日」を設けて、道徳の時間に DVD を活用して、教師主導のもとじっくりいじめと向き合う時間を確保してきた。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間**とは、**少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する**。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許されない」

- ・ いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

- ・ いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思ってみないと見つけにくい」

- ・ いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- ・ いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 1 どの子も全力で応援する | ⇒誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 いつでもどんな相談も聞く | ⇒どんなことも受け止める |
| 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | ⇒いじめはみんなで必ず止める |
| 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | ⇒必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

- ・「岐阜市いじめ防止対策推進条例」をふまえ、いじめは絶対に許さないという教師の毅然とした姿勢を児童に伝えるとともに、いじめを見逃さない目を育て、児童が安心して学習できる生活環境を整える。また、児童に自己有用感や自己肯定感を育み、いじめの未然防止に努める。

（６）保護者の責務など

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止などのための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり

〈「分かる・できる授業」の推進〉

- ・すべての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感・充実感を味わうことができるよう、教科指導を充実する。

〈主体性・自治力・自浄力などを育成する指導 共同学習等〉

- ・すべての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己肯定感や自己有用感を味わいながら望ましい人間関係をつくることのできるよう学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見などを見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・いじめを見逃さない日やいじめ防止強化週間に向けた取組を通して、自分たちの生活をより良いものにしていく児童会活動の充実を図る。
- ・互いを尊重し合い、望ましい人間関係づくりをめざし、友達の名前は「さん付け」で呼び合い、正しい言葉遣いでコミュニケーションをとれるように指導する。
- ・学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないこと等について、「その場で、見逃さず、繰り返し」指導する。

（２）安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

- ・児童同士で安心・安全を呼びかけることができるように望ましい人間関係を築く取組を行い、その行動を認め、価値づけ、お互いのよさを認め合える指導を継続的に行う。
- ・約束やルールは、自分たちの「安心・安全」のためにあることを指導し、児童に対して全職員が共通行動をとる。
- ・いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「４つの約束」・「いじめとは」）を行う。
- ・児童の心の声に耳を傾けるアンケートを行い、ダブルチェック等で組織的に対応する。
- ・学校は「安全」はもちろん、「安心」して生活できる場であることを全職員が共通理解し、全力で問題行動に立ち向かう。

（３）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

① 体験活動の充実

- ・様々な人と関わり合って社会性を営み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。

② 道徳教育の充実

- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人の生命の尊厳への理解を深め、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。

- ・いじめを見逃さない日の話や講演会等を通して、自分の命も仲間の命もかけがえのない大切なものであるという命の教育を継続的に行う。

③ 人権教育の充実

- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・ブロック人権研修や校内研修を行い、教職員の人権感覚を高める。

(4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

学校における教育活動全体において、学校の生徒指導全体計画をもとにして、以下の 3 点を留意した指導を充実させる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①児童に自己存在感を与える。 ②共感的な人間関係を育成する。 ③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。 |
|---|

そのために、小集団学習の充実、日常生活の中で児童の活躍の場の設定、児童の具体的な姿や思いの価値付け・方向付け等を行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。（学年通信、懇談会等で指導した内容を具体的に伝える。）
- ・機器を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や児童を対象とした警察、専門家等の外部講師による研修等を行い、情報モラル教育等についての指導を一層充実させる。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・日頃から、児童会活動や係活動を通じて自治の力を高め、自らの問題点を見つけ自分たちで解決し乗り越えていく力を培っていく。
- ・傍観者はいじめられている本人にとってはいじめている子と同じである等、いじめられている子の気持ちを考える機会をもち、見て見ぬふりをしないでいじめに立ち向かう強い心を育む。
- ・SOS の出し方授業やSOSカード、SOS BOXの設置、ここタン「きいてよボタン」、情報提供アンケート等、いじめを見たときや心配なことがあったときに相談しやすい環境を作る。
- ・教師が日頃から手本を見せることで、互いに仲間の変容に気付ける目（ハートコンタクト）を大切にしていく。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケートの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・いじめアンケートは、事前に保護者配信メール等で周知した上で、安心して回答できるように自宅で記入をする。アンケートは「ダブルチェック」を基本とした複数の職員で確認を行い、些細な情報も見逃さないようにする。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・いじめを受けていると思われる事案については、適切かつ迅速に情報共有をして、フロー図に従っ

て対処する。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・些細なサインも見逃さない、いじめの認知に関する意識を全職員が高め、必ず複数の職員に相談することを徹底する。その上で、いじめ事案対応フロー図に従って組織的に対応する。
- ・いじめ対策監は、校内巡視による児童の見守りを行うとともに、情報提供があったときは迅速かつ適切な対応が取れるように連携を図る。

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。(開発的教育相談)。特に、問題がおきていない時こそ、信頼関係が築けるように日常から児童理解を図るよう努める。不安や悩みを抱える児童に働きかける。(予防的教育相談)。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる(問題解決的教育相談)。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、いじめ対策監(生徒指導主事)や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努める。

(5) 教職員の研修の充実

- ・年度当初に学校いじめ基本方針の理解をし、ロールプレイング等で組織的な対応(学校組織で判断、情報共有)や主観的理解と客観的事実を区別した事実確認の仕方の研修を行う。
- ・各種啓発資料等(「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」)を活用し、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実させる。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、対応・連携の在り方等について研修を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・保護者や地域住民(学校運営協議会、PTA執行部等)への積極的な情報提供依頼を行い、早期発見に努める。
- ・いじめと疑われる事案が発生した時は、丁寧に事実確認を行い、正しく保護者に状況を伝えることができるように、情報収集を行う。
- ・事実関係が概ね一致した段階で、家庭連絡を行い保護者と連携を図る。
- ・いじめた側、いじめられた側ともに保護者へ事実の報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その際、いじめた側の児童にいじめは許されないことを自覚させるとともに、いじめられた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・いじめの問題がこじれることのないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(7) 関係機関との連携

- ・いじめの疑いがある事案が発生した時点で、教育委員会へ直ちに報告する。
- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を解決するために、学校だけで抱え込まず、日頃から諸機関(教育委員会・警察・子ども相談センター・エールぎふ・こどもサポート総合センター・スクールロイヤー、民生児童委員・学校運営協議会委員等)とのネットワークを大切に早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。

- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

《 学校職員 》 校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策監、主任いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
 《学校職員以外》 保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールカウンセラー
 人権教育推進委員、主任児童委員 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「本荘小学校いじめ防止プログラム

月	取 組 内 容	備 考
4 月	・職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 ・教師による「よいこと見つけ」（児童への視点提示） ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・PTA総会で「方針」説明 ・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用	「方針」の確認
5 月	・「いじめを見逃さない日」の取組（原則毎月3日） ・学校運営協議会等で「方針」説明 ・第1回「学校いじめ防止対策推進会議」の実施（外部含む） ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施 ・心のアンケートの実施、児童全員との教育相談の実施	

	・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内「いじめ防止対策推進会議」の実施	
6月	・児童会による「いじめ防止・児童会宣言」 ・児童会主体による「よいこと見つけ」（継続実施） ・「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日）	執行部
7月	・「いじめについて考える日」7月3日 ・いじめアンケートの実施（自宅での記入） ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・児童向けネットいじめ研修① ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめ・教育相談も含めた） ・「校内いじめ防止対策推進会議」の実施（7月までの評価）	
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告 ・心のアンケートの実施、児童全員との教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・「校内いじめ防止対策推進会議」の実施	
10月	・児童向けネットいじめ研修②	
11月	・「いじめ防止月間」の実施（児童主体の取組 等） ・いじめアンケートの実施（自宅記入） ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施	動画視聴 執行部
12月	・「ひびきあいの日」児童のいじめ防止対策の発表 ・いじめ未然防止の学級指導、全クラス実施（人権週間） ・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」	第2回県いじめ調査
1月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・心のアンケートの実施、児童全員との教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施	
2月	・児童会による取組のまとめ ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ・学校運営協議会の実施	執行部
3月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより、ホームページ等による取組の報告と次年度の取組の説明	第3回県いじめ調査・問題行動調査（文科）

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童や保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

（２）「重大事態」と判断された時の対応（法第２８条・条例２０条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生の防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の３点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止の取組に関すること
- ② いじめの早期発見の取組に関すること
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び

調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）

（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改定参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。